# ~身体障害者手帳の申請【持ち物】~

### ①新規申請の場合

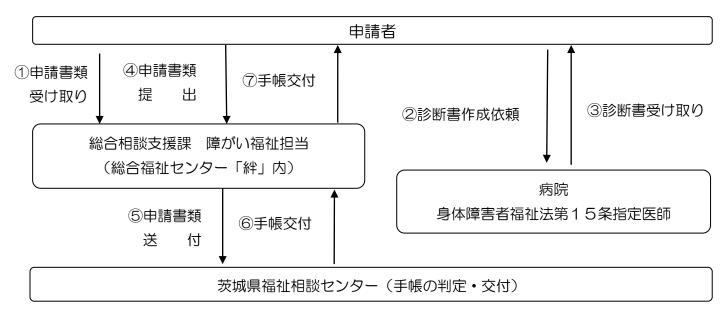
- □ 身体障害者手帳交付申請書(再交付の場合は、身体障害者再交付申請書)
- □ 対象者本人の個人番号がわかるもの(個人番号カードまたは通知カード等)
- □ 写真 縦4cm×横3cm(新規:2枚、再交付:1枚)
- □ 対象者本人の身分証明書
  - ※顔写真付きの場合は1種類、顔写真がない場合は2種類必要です。代理申請の場合は不要です。
- □ 身体障害者診断書・意見書
  - ※診断書を記載できる医師は県で指定されているため、病院で確認をしてください。
  - ※診断書の有効期間は、原則診断日から3ヶ月以内です。

# ②再交付の場合 ①に加えて

- □ 現在お持ちの身体障害者手帳
- □ 事実申立書(紛失した場合)
- ③代理申請の場合 ①又は②に加えて
  - □ 委任状
  - 口 代理人の身分証明書

※顔写真付きの場合は1種類、顔写真がない場合は2種類必要です。

# ~身体障害者手帳申請の流れ~



- ① 総合相談支援課で申請書類を受け取る。
- ② 病院で身体障害者福祉法第15条指定医師に診断書の作成を依頼する。
- ③ 病院から診断書を受け取る。
- ④ 申請書類を総合相談支援課へ提出する。
- ⑤ 総合相談支援課から茨城県福祉相談センターへ申請書類を送付する。
- ⑥ **約2ヶ月後**,茨城県福祉相談センターから総合相談支援課に手帳が届く。
- ⑦ 総合相談支援課から申請者へ手帳を交付する。
- ※診断書の内容によっては、病院への照会、審議会諮問の場合があります。その際は、更にお時間をいただきます。

# 身体障害者手帳用の写真について



1 写真の規格

たて4cm×よこ3cm(裏面に市町村・氏名を記入)

2 写真は脱帽して上半身を撮影したもの。

#### 申請時から一年以内に撮影したもの。

身体障害者手帳は証明書にもなりますので、本人と確認のできるもの。

- 3 診断書や申請書へ写真を添付する場合の糊付けは上部のみ。(写真の裏面全体への糊付けはしないで下さい。) 貼らずにお持ちいただいても結構です。
- 4 スカーフ・サングラス等着用のものや、全身を写したスナップ写真は不可。 ポラロイド写真(裏側がプラスチック)は不可。
- 5 デジタルカメラによる撮影

画像が鮮明であること。

自宅等でのプリンターによる印刷は不可。データをカメラ店等でデジタルプリントしたものは可。

- ※ 提出された写真が手帳用写真として適当でない場合は、再提出となりますのでご注意下さい。
- ※ 特別な事情がある方はご相談ください。

### 番号確認と身元確認について

●平成 28 年 1 月 1 日から、行政手続きの際に個人番号(マイナンバー)の提示が義務付けられたことにより、申請の際に個人番号カード等で「番号確認」と「身元確認」をさせていただきます。

#### ●個人番号カードを持っていない方(通知カードのみの方)

身元確認が必要となりますので、**運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・身体障害者手帳等**を 御持参ください。

※身元確認に写真等が無い書類を提出の場合(健康保険被保険者証など),2つ以上の書類での確認が必要となります。

#### ●代理人の方が申請される場合

**委任状,代理人の本人確認(運転免許証等),申請者本人の個人番号が分かるもの(通知カード等)**が必要となります。